

京都市防災まちづくり推進事業補助金交付要綱

目次

第1章 総則（第1条～第3条の2）

第2章 老朽木造建築物除却事業（第4条～第18条）

第3章 まちなかコモンズ整備事業（第19条～第35条）

第4章 危険ブロック塀等改善事業（第36条～第49条）

第5章 雑則（第50条～第52条）

附則

別図

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、本市に存する密集市街地及び細街路の防災性の向上を目的に行う、防災まちづくり推進事業の実施に要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるもののほか、建築基準法（以下「法」という。）、建築基準法施行令及び京都市密集市街地・細街路における防災まちづくり推進制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

- (1) 道路 法第42条に規定する道をいう。
- (2) 通路 細街路のうち、道路に該当しない道をいう。
- (3) 袋路 細街路のうち、その一端のみが他の道路又は通路に接続する道をいう。
- (4) 京町家 京都市京町家の保全及び継承に関する条例（以下「京町家条例」という。）第2条第1号に規定する京町家をいう。
- (5) 京町家保全重点取組地区 京町家条例第16条第1項の規定に基づき指定した地域をいう。
この要綱においては、指定予定の地域も含む。
- (6) 重要京町家 京町家条例第17条第1項の規定に基づき指定した京町家をいう。この要綱においては、指定予定の京町家も含む。
- (7) 自治組織 自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体をいう。
- (8) 優先地区 「歴史都市京都における密集市街地等の取組方針」に定める「優先的に防災まちづくりを進める地区」をいう。
- (9) まちなかコモンズ 地域の防災性の向上及びコミュニティ形成に資する空間として、自治組織が共同して利用及び維持管理する広場その他の公共的な空地をいう。
- (10) 危険ブロック塀等 地震時等において、倒壊により通行を妨げ、又は人に危害を及ぼすおそれがあるコンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造の塀及び門柱をいう。

(防災まちづくり推進事業)

第3条 防災まちづくり推進事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 老朽木造建築物除却事業 密集市街地及び細街路において、避難安全性、延焼防止性その他周辺の防災性の向上を目的として、老朽化した木造建築物を除却する場合等に、その費用を補助する事業をいう。
- (2) まちなかコモンズ整備事業 密集市街地及び細街路において、空地（建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）を除却した跡地を含む。）を京都市に無償で貸し付け、まちなかコモンズとして整備する場合に、当該空地の整備に要する費用及び建築物等の除却に要する費用を補助する事業をいう。
- (3) 危険ブロック塀等改善事業 密集市街地及び細街路における避難安全性の向上を目的として、危険ブロック塀等を除却する場合に、当該除却に要する費用を補助する事業をいう。

(対象区域)

第3条の2 防災まちづくり推進事業の対象となる区域は、本市の区域のうち別図に示す区域とする。

第2章 老朽木造建築物除却事業

(補助対象建築物)

第4条 老朽木造建築物除却事業の補助金の対象となる建築物（以下この章において「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものとする。ただし、物置・便所等の附属建築物のみを除却する場合は対象としない。

- (1) その敷地が次のいずれかに該当する建築物であること。
 - ア 袋路に接していること。
 - イ 幅員が1.8メートル未満の道にのみ接していること。
 - ウ 道路に接する部分が2メートル未満であること。
 - エ 以下に掲げる基準のいずれにも適合しているものであること。
 - (ア) 優先地区内又は実施要綱第13条第1項の規定による認定を受けた路地・まち防災まちづくり計画（計画の区域内に優先地区を含むものに限る。）の区域内に存すること。
 - (イ) 法42条第2項に規定する道路のうち、幅員が2.7メートル未満の部分に接していること。
 - オ 法第86条第1項に基づく一団地の総合設計、同条第2項の規定に基づく連担建築物設計制度、その他密集市街地又は細街路の防災性及び住環境の向上を目的として行う総合的な計画の用地の一部として利用するものであること。
- (2) 昭和56年6月1日に現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であった木造建築物であること。
- (3) 京町家でないこと。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例（以下「空家条例」という。）第17条第1項に該当する状態の建築物（建築物に附属する工作物を除く。）
 - イ 以下に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

- (ア) 空家条例第2条第3号アに該当する状態の建築物（建築物に附属する工作物を除く。）
- (イ) 密集市街地に存するもの。
- (ウ) 重要京町家でないこと。

ウ 第1号オに該当する建築物であること。

- (4) 第10条第1項に基づく交付申請前10年以内に、この要綱に基づく補助金のほかに、国又は地方公共団体から耐震改修その他の改修工事に係る補助を受けていない建築物であること。
- (5) 国、地方公共団体その他公的な機関が所有する建築物でないこと。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下この章において「補助対象者」という。）は、補助対象建築物の所有者、当該所有者の同意を得た者又はこれらの者と同等の権利を有する者とする。

（補助対象工事）

第6条 補助金の交付の対象となる工事（以下この章において「補助対象工事」という。）は、補助対象建築物の除却及び跡地の整地に係る工事（当該除却によって隣接する建築物及び土地に補修等が必要となる場合は、そのための工事を含む。）とする。

（補助対象費用）

第7条 補助金の交付の対象となる費用（以下この章において「補助対象費用」という。）は、補助対象工事に要する費用とする。

- 2 補助金の交付を受ける者が消費税及び地方消費税の納税義務者である場合は、消費税及び地方消費税額（以下単に「消費税額」という。）を補助対象費用に含めることができない。ただし、消費税の納付税額の計算において、補助対象費用に含まれる消費税額を課税仕入れ等に係る消費税額に算入しない場合は、この限りでない。
- 3 補助対象費用に消費税額を含めている場合において、この要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、消費税の確定申告をした後速やかに、防災まちづくり推進事業消費税及び地方消費税の仕入控除税額等報告書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 補助対象費用に含まれる消費税額を課税仕入れ等に係る消費税額に算入したことが明らかとなった場合は、市長は、課税仕入れ等に係る消費税額に含まれる補助金相当額の返還を命じるものとする。

（補助金の額）

第8条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額とする。

- (1) 補助対象費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 600,000円

(長屋建ての特例)

第9条 長屋建ての場合においては、1の住戸を補助対象建築物とみなすことができる。この場合において、長屋建ての全住戸のうち一部の住戸を除却するときは、当該住戸を除却することが本事業の目的に照らして有効と市長が認め、かつ、残存する住戸について耐震改修その他の安全性確保のための適切な措置が講じられなければならない。

2 前項の場合において、連続する2以上の住戸を同時に除却するとき、前条の規定にかかわらず補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額とする。

(1) 補助対象費用に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(2) 補助対象建築物の数に600,000円を乗じて得た額

(3) 1,800,000円

3 前項の場合において、補助対象建築物の数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数とする。

(1) 住戸の床面積の合計が80平方メートル以下のとき 1

(2) 住戸の床面積の合計が80平方メートルを超えるとき 80平方メートル以内を増すごとに前号の数に1を加えた数

(一団の土地に複数の建築物が存する場合の取扱い)

第9条の2 一団の土地の区域内に所有者を同じくする複数の建築物が存する場合において、それらの建築物のうち2以上を同時に除却するとき、補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額とする。

(1) 第8条及び前条の規定に基づく額の合計

(2) 1,800,000円

(交付の申請)

第10条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事の着手前に、条例第9条に基づき、防災まちづくり推進事業交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図(都市計画基本図等(縮尺2,500分の1程度))

(2) 申請者が第5条の規定に適合する者であることを証する書類(交付申請前3箇月以内に証明されたものに限る。)

(3) 補助対象建築物の周辺状況図(敷地の接道状況及び周辺状況が分かるもの。)

(4) 補助対象工事の計画図(工事内容が分かるもの。)

(5) 跡地の利用計画図(配置図、外構図など)

(6) 補助対象工事に要する費用の見積書の写し

(7) 補助対象工事の着手前の状況を示す写真(補助対象建築物の全景及び部位ごとの写真)及び当該写真の撮影位置が分かる書類

(8) 補助対象建築物が第4条第2号の規定に適合していることを証する書類

(9) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による防災まちづくり推進事業交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第4条から前条までの規定に適合していると判断したときは、条例第10条に基づき、交付予定額を決定し、条例第12条第1項に基づき、その旨を申請者に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定による防災まちづくり推進事業交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第4条から前条までの規定に適合していないと判断したときは、条例第12条第2項に基づき、その旨を申請者に通知する。
- 4 第2項の通知を受けた申請者（以下この章において「認定申請者」という。）は、当該通知を受けた日（以下この章において「交付決定通知日」という。）から当該通知に係る工事（契約の締結を含む。以下この章において「補助事業」という。）に着手することができる。

（補助事業の履行期間）

- 第11条 認定申請者は、交付決定通知日の翌日から起算して6月を経過する日（当該日が交付決定通知日の属する年度の3月16日以後である場合は、当該年度の3月15日。以下この章において「完了期限」という。）までに補助事業を完了し、実績報告を行わなければならない。
- 2 完了期限は、前項の完了期限までに補助事業を完了する見込みがない場合において、事由及び予算の執行状況を勘案し、やむを得ないと市長が認める場合は、前項の規定に関わらず当該年度の翌年度の3月15日を限度に延長することができる。

（補助事業の内容変更、休止等）

- 第12条 認定申請者は、補助対象工事の内容又は費用の配分を変更しようとするときは、防災まちづくり推進事業交付決定等変更申請書（第3号様式）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合はこの限りではない。
- (1) 第6条に規定する補助対象工事に変更を生じない工事内容の変更
 - (2) 交付予定額に変更を生じない補助対象費用の変更
 - (3) その他市長が認めるもの
- 2 市長は、前項による申請を承認したときは、認定申請者に通知する。
 - 3 認定申請者は、補助事業を休止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助対象事業が完了期限までに完了する見込みがないときは、防災まちづくり推進事業休止・廃止等報告書（第4号様式）によりその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第13条 認定申請者は、補助事業の完了後速やかに条例第18条第1項の規定による報告を、市長に行わなければならない。
- 2 前項の報告は、防災まちづくり推進事業実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。
 - (1) 補助事業に係る請負契約書又はこれに代わる書類（工事注文請書等）の写し
 - (2) 補助事業の施工者が発行する請求書の写し又は精算書の写し（工事金額の内訳が記載されているもの。）

- (3) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
- (4) 補助事業の施工中の状況（隠蔽部のみ）及び工事完了後の状況を示す写真並びに当該写真の撮影位置が分かる書類
- (5) 軽微な変更がある場合は、その内容が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付額の決定）

第14条 市長は、前条第1項の実績報告の日から30日以内に条例第19条の規定による交付額を決定するものとする。ただし、同期間内に決定ができない合理的な理由があるときは、当該期間を延長することができる。

（補助金の請求）

第15条 条例第19条の規定による通知を受けた認定申請者は、当該通知を受けた日から30日以内に防災まちづくり推進事業補助金請求書（第6号様式）により補助金の請求を行わなければならない。

（概算払分の請求）

- 第16条 認定申請者は、市長が当該補助事業を実施するために特に必要と認める限りにおいて、条例第21条第2項の規定により、補助金の交付予定額を限度に概算払を受けることができる。
- 2 認定申請者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、防災まちづくり推進事業補助金概算払請求書（第7号様式）により補助金を請求するものとする。
- 3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた認定申請者は、前条の規定により補助金を請求する際に、防災まちづくり推進事業補助金精算書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

（交付の決定の取消し）

- 第17条 市長は、条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。
- (1) 認定申請者が第12条第1項の規定による申請を怠ったとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき
- 2 認定申請者から第12条第3項の規定による補助事業の休止又は廃止の報告があったときは、交付の決定は、なかったものとみなす。

（報告）

第18条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、認定申請者又は当該補助事業の工事を施工する者に、当該補助事業の実施状況等を報告させることができる。

第3章 まちなかコモンズ整備事業

（補助対象空地等）

第19条 まちなかコモンズ整備事業の補助金の対象となる空地等（以下この章において「補助

対象空地等」という。)は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものとする。

- (1) 細街路に接するものであって、その位置が周辺の防災性の向上に有効であると認められるものであること。
- (2) 土地の面積が40平方メートル以上であること。ただし、その位置、規模及び整備内容が、周辺の防災性及び住環境の向上に資すると認められるものについては、この限りでない。
- (3) 国、地方公共団体その他公的な機関が所有する土地でないこと。

(整備等の要件)

第20条 補助対象空地等は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するよう整備し、及び管理しなければならない。

- (1) 地域の防災性の向上及びコミュニティ形成に資する公共的な空間として整備すること。
- (2) 補助対象空地等となる土地の所有者（以下この章において「土地所有者」という。）が、原則として5年以上の期間にわたり、本市に無償で貸与するものであること。
- (3) 自治組織が共同で利用及び維持管理するものであること。
- (4) まちなかコモンズである旨を記した標識を、見やすい場所に設置すること。

(補助対象者)

第21条 補助金の交付の対象となる者（以下この章において「補助対象者」という。）は、土地所有者又は自治組織（前条第3号の利用等を行う場合に限る。）とする。

(関係者の同意)

第22条 補助対象空地等に現に建築物等が存する場合であって、当該建築物等の除却が必要となるときは、本事業の実施について当該建築物等の所有者の同意を得なければならない。

(補助対象工事)

第23条 補助金の交付の対象となる工事（以下この章において「補助対象工事」という。）は、補助対象空地等内における次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 現に建築物等の存する場合の当該建築物等（第26条第1項に基づく交付申請前10年以内に、この要綱に基づく補助金のほかに、国又は地方公共団体から耐震改修その他の改修工事に係る補助を受けていないもの及び京町家（ただし、第4条第3号アからウまでのいずれかに該当するものを除く。）でないものに限る。）の除却（当該除却によって隣接する建築物及び土地に補修等が必要となる場合は、そのための工事を含む。）
- (2) 整地、舗装、植栽その他空地の整備
- (3) 防災器具庫、かまどベンチ、井戸、貯水施設その他地域の防災性の向上に資する設備の設置
- (4) 周囲の囲い、標識の設置その他管理に必要な工作物及び設備の設置

(補助対象費用)

第24条 補助金の交付の対象となる費用（以下この章において「補助対象費用」という。）は、

補助対象工事に要する費用とする。

- 2 補助金の交付を受ける者が消費税及び地方消費税の納税義務者である場合は、消費税額を補助対象費用に含めることができない。ただし、消費税の納付税額の計算において、補助対象費用に含まれる消費税額を課税仕入れ等に係る消費税額に算入しない場合は、この限りでない。
- 3 補助対象費用に消費税額を含めている場合において、この要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、消費税の確定申告をした後速やかに、防災まちづくり推進事業消費税及び地方消費税の仕入控除税額等報告書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 補助対象費用に含まれる消費税額を課税仕入れ等に係る消費税額に算入したことが明らかとなった場合は、市長は、課税仕入れ等に係る消費税額に含まれる補助金相当額の返還を命じるものとする。

（補助金の額）

第25条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 第23条第1号の工事を行う場合の補助金の交付額は、次に掲げる額のいずれか少ない額とする。
 - ア 補助対象費用に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - イ 1,000,000円
- (2) 第23条第2号、第3号又は第4号の工事を行う場合の補助金の交付額は、次に掲げる額のいずれか少ない額とする。
 - ア 補助対象費用（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - イ 2,000,000円

（交付の申請）

第26条 申請者は、補助対象工事の着手前に、条例第9条に基づき、防災まちづくり推進事業交付申請書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図（都市計画基本図等（縮尺2,500分の1程度））
- (2) 申請者が土地所有者の場合にあっては、当該申請者が第21条の規定に適合する者であることを証する書類（交付申請前3箇月以内に証明されたものに限る。）
- (3) まちなかコモンズの維持管理を行う自治組織の規約、役員名簿その他自治組織の構成及び活動内容を示す書類
- (4) 補助対象空地等の周辺状況図（補助対象空地等の接道状況及び周辺状況が分かるもの。）
- (5) 補助対象空地等の整備計画図
- (6) 補助対象工事に要する費用の見積書の写し（前条第1号及び第2号の区分が分かるもの）
- (7) 補助対象工事の着手前の状況を示す写真（補助対象空地等の全景及び部位ごとの写真）及び当該写真の撮影位置が分かる書類
- (8) 既存の建築物等の所有者の同意書（既存の建築物等の除却が必要な場合であって、かつ、申請者と当該建築物等の所有者が異なる場合に限る。）

(9) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による防災まちづくり推進事業交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第19条から前条までの規定に適合していると判断したときは、条例第10条に基づき、交付予定額を決定し、条例第12条第1項に基づき、その旨を申請者に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定による防災まちづくり推進事業交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第19条から前条までの規定に適合していないと判断したときは、条例第12条第2項に基づき、その旨を申請者に通知する。
- 4 第2項の通知を受けた申請者（以下この章において「認定申請者」という。）は、当該通知を受けた日（以下この章において「交付決定通知日」という。）から当該通知に係る工事（契約の締結を含む。以下この章において「補助事業」という。）に着手することができる。

（まちなかコモンズ表示板の支給）

- 第26条の2 申請者は、まちなかコモンズ表示板（第10号様式）の支給を市長に求めることができる。
- 2 前項の申請があった場合、市長は、まちなかコモンズ表示板を認定申請者に支給するものとする。

（事業の実施に関する協定等の締結）

- 第27条 市長は、第26条第2項による通知を行うまでに、自治組織及び土地所有者と次の各号に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。
- (1) 事業の目的
 - (2) 補助対象空地等の位置及び区域
 - (3) 事業の実施期間
 - (4) 補助対象空地等の整備に関する事項
 - (5) 補助対象空地等の維持管理に関する事項
 - (6) 補助金の交付に関する事項
- 2 市長は、前項の規定による協定を締結した後、土地所有者と補助対象空地等の使用について土地使用貸借契約を締結するものとする。
 - 3 市長は、前2項の規定による協定及び契約を締結した後、自治組織と維持管理に関する協定を締結するものとする。

（補助事業の履行期間）

- 第28条 認定申請者は、交付決定通知日の翌日から起算して9月を経過する日（当該日が交付決定通知日の属する年度の3月16日以後である場合は、当該年度の3月15日。以下この章において「完了期限」という。）までに補助事業を完了し、実績報告を行わなければならない。
- 2 完了期限は、前項の完了期限までに補助事業を完了する見込みがない場合において、事由及び予算の執行状況を勘案し、やむを得ないと市長が認める場合は、前項の規定に関わらず当該年度の翌年度の3月15日を限度に延長することができる。

（補助事業の内容変更、休止等）

第29条 認定申請者は、補助対象工事の内容又は費用の配分を変更しようとするときは、防災まちづくり推進事業交付決定等変更申請書（第3号様式）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合はこの限りではない。

- (1) 第20条各号に掲げる整備等の要件及び第23条各号に掲げる補助対象工事に変更を生じない工事内容の変更
- (2) 交付予定額に変更を生じない補助対象費用の変更
- (3) その他市長が認めるもの

2 市長は、前項による申請を承認したときは、認定申請者に通知する。

3 認定申請者は、補助事業を休止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助対象事業が完了期限までに完了する見込みがないときは、防災まちづくり推進事業休止・廃止等報告書（第4号様式）によりその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第30条 認定申請者は、補助事業の完了後速やかに条例第18条第1項の規定による報告を、市長に行わなければならない。

2 前項の報告は、防災まちづくり推進事業実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 補助事業に係る請負契約書又はこれに代わる書類（工事注文請書等）の写し
- (2) 補助事業の施工者が発行する請求書の写し又は精算書の写し（工事金額の内訳が記載されているもの。）
- (3) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
- (4) 補助事業の施工中の状況（隠蔽部のみ）及び工事完了後の状況を示す写真並びに当該写真の撮影位置が分かる書類
- (5) 軽微な変更がある場合は、その内容が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付額の決定）

第31条 市長は、前条第1項の実績報告の日から30日以内に条例第19条の規定による交付額を決定するものとする。ただし、同期間内に決定ができない合理的な理由があるときは、当該期間を延長することができる。

（補助金の請求）

第32条 条例第19条の規定による通知を受けた認定申請者は、当該通知を受けた日から30日以内に防災まちづくり推進事業補助金請求書（第6号様式）により補助金の請求を行わなければならない。

（概算払分の請求）

第33条 認定申請者は、市長が当該補助事業を実施するために特に必要と認める限りにおいて、条例第21条第2項の規定により補助金の交付予定額を限度に概算払を受けることができる。

2 認定申請者は、前項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、防災まちづくり推進事業補助金概算払請求書（第7号様式）により補助金を請求するものとする。

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた認定申請者は、前条の規定により補助金を請求する際に、防災まちづくり推進事業補助金精算書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

（交付の決定の取消し）

第34条 市長は、条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 認定申請者が第29条第1項の規定による申請を怠ったとき
- (2) 補助対象空地等をまちなかコモンズ以外の目的で使用したとき
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき

2 認定申請者から第29条第3項の規定による補助事業の休止又は廃止の報告があったときは、交付の決定は、なかったものとみなす。

（報告）

第35条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、認定申請者又は当該補助事業の工事を施工する者に、当該補助事業の実施状況等を報告させることができる。

第4章 危険ブロック塀等改善事業

（補助対象塀等）

第36条 危険ブロック塀等改善事業の補助金の対象となる塀又は門柱（以下この章において「補助対象塀等」という。）は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものとする。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。ただし、地震時等において、倒壊により道の通行を妨げるおそれのあるものに限る。

ア 実施要綱第13条第1項の規定による認定を受けた路地・まち防災まちづくり計画の区域（計画を策定中の区域を含む。）内に存し、かつ、細街路又は地域において避難経路として位置付けられた道であること。

イ 袋路に面しているものであること。

(2) 建築基準法施行令第62条の8に規定する技術的基準に適合しないもの又はひび割れ、はらみ、傾斜等倒壊のおそれがあると認められるものであること。

(3) 構造が、コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造であること。

(4) 地盤面からの高さが、1メートル以上であること。

(5) 第41条第1項に基づく交付申請前10年以内に、この要綱に基づく補助金のほかに、国又は地方公共団体から第38条の規定に関する補助を受けていないものであること。

(6) 国、地方公共団体その他公的な機関が所有するものでないこと。

（補助対象者）

第37条 補助金の交付の対象となる者（以下この章において「補助対象者」という。）は、補助対象塀等の所有者又は当該所有者の同意を得た者とする。

（補助対象工事）

第38条 補助金の交付の対象となる工事（以下この章において「補助対象工事」という。）は、補助対象塀等の除却に係る工事とする。

（補助対象費用）

第39条 補助金の交付の対象となる費用（以下この章において「補助対象費用」という。）は、補助対象工事に要する費用とする。

- 2 補助金の交付を受ける者が消費税及び地方消費税の納税義務者である場合は、消費税額を補助対象費用に含めることができない。ただし、消費税の納付税額の計算において、補助対象費用に含まれる消費税額を課税仕入れ等に係る消費税額に算入しない場合は、この限りでない。
- 3 補助対象費用に消費税額を含めている場合において、この要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、消費税の確定申告をした後速やかに、防災まちづくり推進事業消費税及び地方消費税の仕入控除税額等報告書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 補助対象費用に含まれる消費税額を課税仕入れ等に係る消費税額に算入したことが明らかとなった場合は、市長は、課税仕入れ等に係る消費税額に含まれる補助金相当額の返還を命じるものとする。

（補助金の額）

第40条 補助金の交付額は、次のいずれか少ない額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 補助対象費用
- (2) 対象となるブロック塀の見付面積に1平方メートル当たり11,600円を乗じて得た額

（交付の申請）

第41条 申請者は、補助対象工事の着手前に、条例第9条に基づき、防災まちづくり推進事業交付申請書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図（都市計画基本図等（縮尺2,500分の1程度））
- (2) 申請者が第37条の規定に適合する者であることを証する書類（交付申請前3箇月以内に証明されたものに限る。）
- (3) 補助対象塀等の周辺状況図（周辺状況が分かるもの。）及び現況図
- (4) 補助対象塀等の除却範囲が分かる図面
- (5) 補助対象工事に要する費用の見積書の写し
- (6) 補助対象工事の着手前の状況を示す写真（補助対象塀等の全景及び部位ごとの写真）及び当該写真の撮影位置が分かる書類
- (7) 補助対象塀等が第36条第2号の規定に適合していることを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による防災まちづくり推進事業交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第36条から前条までの規定に適合していると判断したときは、条例第10条に基づき、交付予定額を決定し、条例第12条第1項に基づき、その旨を申請者に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定による防災まちづくり推進事業交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第36条から前条までの規定に適合していないと判断したときは、条例第12条第2項に基づき、その旨を申請者に通知する。
- 4 第2項の通知を受けた申請者（以下この章において「認定申請者」という。）は、当該通知を受けた日（以下この章において「交付決定通知日」という。）から当該通知に係る工事（契約の締結を含む。以下この章において「補助事業」という。）に着手することができる。

（補助事業の履行期間）

- 第42条 認定申請者は、交付決定通知日の翌日から起算して6月を経過する日（当該日が交付決定通知日の属する年度の3月16日以後である場合は、当該年度の3月15日。以下この章において「完了期限」という。）までに補助事業を完了し、実績報告を行わなければならない。
- 2 完了期限は、前項の完了期限までに補助事業を完了する見込みがない場合において、事由及び予算の執行状況を勘案し、やむを得ないと市長が認める場合は、前項の規定に関わらず当該年度の翌年度の3月15日を限度に延長することができる。

（補助事業の内容変更、休止等）

- 第43条 認定申請者は、補助対象工事の内容又は費用の配分を変更しようとするときは、防災まちづくり推進事業交付決定等変更申請書（第3号様式）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合はこの限りではない。
- (1) 第38条に掲げる補助対象工事に変更を生じない工事内容の変更
 - (2) 交付予定額に変更を生じない補助対象費用の変更
 - (3) その他市長が認めるもの
- 2 市長は、前項による申請を承認したときは、認定申請者に通知する。
 - 3 認定申請者は、補助事業を休止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助対象事業が完了期限までに完了する見込みがないときは、防災まちづくり推進事業休止・廃止等報告書（第4号様式）によりその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第44条 認定申請者は、補助事業の完了後速やかに条例第18条第1項の規定による報告を、市長に行わなければならない。
- 2 前項の報告は、防災まちづくり推進事業実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。
 - (1) 補助事業に係る請負契約書又はこれに代わる書類（工事注文請書等）の写し
 - (2) 補助事業の施工者が発行する請求書の写し又は精算書の写し（工事金額の内訳が記載されているもの。）

- (3) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
- (4) 補助事業の施工中の状況（隠蔽部のみ）及び工事完了後の状況を示す写真並びに当該写真の撮影位置が分かる書類
- (5) 軽微な変更がある場合は、その内容が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付額の決定）

第45条 市長は、前条第1項の実績報告の日から30日以内に条例第19条の規定による交付額を決定するものとする。ただし、同期間内に決定ができない合理的な理由があるときは、当該期間を延長することができる。

（補助金の請求）

第46条 条例第19条の規定による通知を受けた認定申請者は、当該通知を受けた日から30日以内に防災まちづくり推進事業補助金請求書（第6号様式）により補助金の請求を行わなければならない。

（概算払分の請求）

- 第47条 認定申請者は、市長が当該補助事業を実施するために特に必要と認める限りにおいて、条例第21条第2項の規定により補助金の交付予定額を限度に概算払を受けることができる。
- 2 認定申請者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、防災まちづくり推進事業補助金概算払請求書（第7号様式）により補助金を請求するものとする。
 - 3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた認定申請者は、前条の規定により補助金を請求する際に、防災まちづくり推進事業補助金精算書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

（交付の決定の取消し）

- 第48条 市長は、条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。
- (1) 認定申請者が第43条第1項の規定による申請を怠ったとき
 - (2) この要綱の規定に違反したとき
- 2 認定申請者から第43条第3項の規定による補助事業の休止又は廃止の報告があったときは、交付の決定は、なかったものとみなす。

（報告）

第49条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、認定申請者又は当該補助事業の工事を施工する者に、当該補助事業の実施状況等を報告させることができる。

第5章 雑則

（工事施工者）

第50条 第2章、第3章及び第4章の各章に規定する補助対象工事を施工する者は、本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者（個人の事業者を含む。）でなければならない。

（普及啓発）

第51条 本市は、防災まちづくり推進事業の普及啓発を目的として、第10条第4項、第26条第4項及び第41条第4項に規定する補助事業の内容について、個人情報の保護に関して必要な措置を講じたうえで、公開することができる。

（補則）

第52条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局まち再生・創造推進室長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に優先地区であった紫野学区、聚楽学区、朱一学区、朱二学区及び御室学区は、令和4年3月31日まで、この要綱において優先地区に該当するものとみなす。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１２月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年８月１日から施行する。